

(一般競争入札)

令和 元 年度 四万十森林管理署公共工事契約状況

令和 2 年 3 月 5 日

分任支出負担行為担当官

四万十森林管理署長 高橋 東 印

工 事 名		施 工 場 所		工事種別	工 事 概 要	入札方式
五郎畑林道改良工事（翌債）		高知県幡多郡三原村倉谷山国有林1210林班		林道工事	延長31.0m 幅員3.6m	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所			
5,567,000円		令和2年3月3日	高知県幡多郡三原村上下長谷383 (株)大塚建設工業所			
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期				
5,400,000円	令和2年3月	令和2年7月				

○予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」（別添1）のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」（別添2）のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」（別添3）のとおり

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 2 年 1 月 27 日

分任支出負担行為担当官
四万十森林管理署長 高橋 東

1 工事概要

- (1) 工事名 五郎畑林道改良工事（翌債）
- (2) 工事場所 高知県幡多郡三原村倉谷山国有林1210林班
- (3) 工事内容 延長31.0m ・ 幅員3.6m
土工1式
コンクリートブロック擁壁工
詳細は別紙工種別数量内訳書のとおり
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和 2年 7月16日まで
- (5) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和 2年 4月 4日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んだ工事である。
なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。
また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。
- (8) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（同一市町村又は隣接市町村）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- (9) 本工事は、週休2日を促進する試行工事（受注者希望型）である。（原則、4週

6 休以上の現場閉所とする。)

- ① 本工事は、受注者の希望により「週休 2 日」を実施することができる工事であり、実施について施工計画書を提出する前に監督職員と協議するものとする。
- ② 週休 2 日を促進する対象期間は着手日から完成日までとする。
- ③ 対象期間を通し週休 2 日（4 週 6 休以上）を実施した場合には、精算時に以下の区分に応じて、工事費の補正を行うとともに、工事成績評定において加点評価する。

補正係数

区 分	4 週 6 休	4 週 7 休	4 週 8 休以上
労 務 費	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
機械経費(賃料)	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 5

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32年度、令和元年・2年度の四国森林管理局における土木一式工事に係る C 等級又は D 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14 年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成16年 4月 1日から平成31年 3月31日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理

事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、以下に示す同種工事の実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満であるものを除く。

また、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が治山・林道事業のいずれかの工事について施工実績を有することとし、かつ、最低1社の構成員が以下に示す同種工事の施工実績を有すること。

同種工事：「林道等の開設、災害復旧又は改良工事」又は「治山事業の溪間工事又は山腹工事」

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

- ① 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 1人の者が上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年 6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 森林管理局長等が発注した工事で、平成28年 4月 1日から平成31年 3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

また、配置予定技術者が、現場代理人、主任技術者、監理技術者として従事した森林管理局長等の発注工事で、平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日までの5年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

(9) 1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除

く。)。 (入札説明書参照)

- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、下記の区域内であること。

C・D等級の者：高知県全域

- (12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月 7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (13) 以下に定める届出をしていない建設業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和 2年 1月28日から令和 2年 2月10日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の 9:00～17:00（持参の場合は 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）まで。

②提出場所及び方法：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は承諾書を添付し、持参すること。

- (3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。

- (4) (2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内1707-34
四万十森林管理署 総務グループ
電話 0880-34-3155

(2) 入札説明書等の交付・閲覧期間、場所及び方法

①交付・閲覧期間：公告日より入札執行日の前日まで（休日を除く。）の9:00～12:00
及び13:00～17:00まで。

②場 所：〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内1707-34
四万十森林管理署 業務グループ 土木担当
電話 0880-34-3155

③その他：配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を(1)の場所に持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和2年2月27日11時00分

イ 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、令和2年2月27日11時00分に
四万十森林管理署3階会議室にて入札。

ウ 開札は、令和2年2月27日11時00分 四万十森林管理署3階会議室にて行う。

（ただし、上記ア、イ及びウについて、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。）

エ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付

（保管金の取扱店 日本銀行中村代理店（四国銀行中村支店内））。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

(ア) 利付き国債の提供

（保管有価証券の取扱店 日本銀行中村代理店（四国銀行中村支店内））。

(イ) 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 四万十森林管理署）また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式は任意）を提出すること。なお、入札の際に工事費内訳書が未提出である又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該入札参加者の入札を無効とすることがある。また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(4) 入札の無効

入札説明書の「14. 入札の無効」によるものとする。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用

する。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 資料の内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成16年7月 林野庁）による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条に則り、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

(別紙2)

入札執行調書

入札物件番号	第 号	物件名	五郎畑林道改良工事(翌債)				
入札者の商号 又は名称	入 札 金 額						備 考
	第 一 回	順位	第 二 回	順位	第 三 回	順位	
(株)大塚建設 工業所	5,400,000	落札					

(注) 上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。

入札執行月日 令和2年2月27日

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行官 農林水産事務官

立会職員 農林水産技官

確認職員 農林水産技官

川口 智

帆足 忠広

山崎 賀文



(別添3)

令和元年度

工 事 名 五郎畑林道改良工事（翌債）

工 事 場 所 高知県 幡多郡 三原村 倉谷山国有林1210林班

四 国 森 林 管 理 局

四 万 十 森 林 管 理 署

施業経費内訳書

(単位：円)

工 事 費 総 計 表			
種 別	名 称	工 事 金 額	摘 要
直 接 工 事 費	切土	67,000	
	盛土	21,000	
	積工	1,977,000	
	排水施設	172,000	
	水路・側溝	197,000	
	仮設工	459,000	
	直接工事費小計	2,893,000	
間 接 工 事 費	共通仮設費	501,000	
	(純工事費	3,394,000)	
	現場管理費	1,142,000	
	(工事原価	4,536,000)	
一 般 管 理 費	一般管理費等	1,031,000	
	間接工事費等小計	2,674,000	
工 事 価 格	計	5,567,000	

